

条例名称（案）

正式名称

- 案1 いずみさの男女共同参画基本条例
- 案2 泉佐野市男女共同参画推進基本条例
- 案3 男女共同参画推進条例
- 案4 いずみさの男女共同参画（の）まちづくり条例
- 案5 いずみさの女男（ひとひと）の未来を創る条例

愛称

- 案1 いずみさの女（ひと）男（ひと）条例
- 案2 いずみさの男女共同参画 F i n e 条例

前文

- 第1条 目的
 - 第2条 定義
 - 第3条 基本理念
 - 第4条 市の責務
 - 第5条 市民の責務
 - 第6条 事業者の責務
 - 第7条 教育関係者の責務
 - 第8条 性別による差別的取扱い等の禁止
 - 第9条 公衆に表示する情報への留意
 - 第10条 推進計画の策定等
 - 第11条 施策の策定に当たっての配慮
 - 第12条 拠点施設の整備
 - 第13条 広報啓発等
 - 第14条 調査研究
 - 第15条 活動等への支援
 - 第16条 意見、提案等の申出
 - 第17条 積極的格差改善措置
 - 第18条 相談対応及び被害者支援
 - 第19条 委任
- 附則

条文（前文）

我が国においては、戦後日本国憲法の基本理念である個人の尊重、法の下での平等をもとに、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会の動きと連動して進められてきた。

男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」（平成11年）が制定され、近年では、社会経済情勢の急速な変動の中、ワーク・ライフバランス（仕事と生活の調和）の理念に基づいた社会基盤づくりを推し進められているところである。

泉佐野市においては、「ともに創る女（ひと）男（ひと）の心豊かな未来」をめざして、「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」（平成24年）を策定し、すべての市民が、個人の能力と個性を十分に発揮できるよう、市民協働型事業の実施をはじめ様々な取組みを進めてきた。また、配偶者等からの暴力による被害等の相談では、関係機関との連携を図り相談者に寄り添った支援を行っている。

しかし、根強く残る固定的な性別役割分担意識やドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等解決しなければならない課題が多く残されている。

少子高齢化及び高度情報化が急速に進展し、社会経済環境が大きく変化する中、豊かで活力ある泉佐野市を築くためには、すべての人の人権が尊重され、市民のだれもが安全で安心していきいきと豊かに暮らす男女共同参画社会の実現が重要となっている。

ここに私たちは、泉佐野市において、市民と事業者、教育関係者がともに力を合わせ、女（ひと）と男（ひと）がともに心豊かな未来を創るまちづくりをめざすことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、泉佐野市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）の基本となる事項を定め、もって女（ひと）と男（ひと）が心豊かな未来をともに創るまちづくりに取り組むことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2）市 基礎的な地方自治体としての泉佐野市をいう。

（3）市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人をいう。

（4）事業者 市内において、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（5）教育関係者 学校教育をはじめ、家庭、地域、職場その他の社会のあらゆる場において教育に携わる者をいう。

(6) ワーク・ライフ・バランス 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること（仕事と生活の調和）をいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(8) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域等の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動により相手に不快感若しくは不利益を与えること、又は相手の生活環境を害することをいう。

(9) マタニティー・ハラスメント 働く女性が妊娠・出産を理由に、解雇、雇い止めをされることや、職場で受ける精神的、肉体的な嫌がらせのことをいう。

(10) 性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。

(11) 性的指向 異性、同性又は両性のいずれかを性的意識の対象とする概念をいう。

(12) 積極的格差改善措置 あらゆる分野の活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するために必要な範囲内で男女のいずれか一方に対して当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(1) 男女が個人としての尊厳を重んじられ、直接的又は間接的であるかを問わず性別及び性的指向による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他のあらゆる人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行が社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼさないように配慮されること。

(3) 性別だけでなく、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権が尊重され、かつ配慮されること。

(4) すべての人が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者その他民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 家族を構成する者が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動に家族の一員として共に役割を担い、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に対等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれていること。

(6) すべての人が対等な関係の下に、互いの身体的特徴及び心身の変化についての理解を深め健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して自らが決定する権利が尊重されること。

(7) 男女共同参画の推進に関する取組は、国際社会における取組と協調して行うこと。

(8) 社会のあらゆる分野から暴力及び虐待、並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶させること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画推進施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関し、国及び他の地方団体と連携を図るとともに、男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）と協働するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、様々な機会において男女の対等な参画機会が確保されるように努めるものとする。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランスを実現できる就労環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、市、市民等との連携を図り、市等が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、あらゆる分野において男女共同参画の推進に配慮するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第8条 すべて的人是は、社会のあらゆる分野において直接的であるか又は間接的であるかを問わず、次に掲げる人権侵害を行ってはいけない。

(1) 性別及び性的指向を理由とする差別的な取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(4) マタニティー・ハラスメント

(5) 性同一性障害を有すること、又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることによる人権侵害

(公衆に表示する情報への留意)

第9条 すべて的人是は、公衆に表示する情報において、基本理念に反する表現、男女間の暴力的行為を助長し若しくは連想させる表現、その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(推進計画の策定等)

第10条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的に実施するため、男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を策定する。

2 市長は、推進計画の策定に当たっては、関係機関と連携するとともに、市民等から意見を聴取するものとする。

3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

5 第2次いざみさの男女共同参画行動計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定による市町村男女共同参画計画とする。

(施策の策定に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(拠点施設の整備)

第12条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施するとともに、市民等による男女共同参画の取組を支援するため、「いずみさの女性センター」をはじめ実施施設の整備及び充実に努めるものとする。

(広報啓発等)

第13条 市は、男女共同参画の推進について市民等の理解を深めるために広報啓発等を行うとともに、相談体制、支援策その他必要な情報の提供を行うものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施に必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(活動等への支援)

第15条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動及び取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

(意見、提案等の申出)

第16条 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市に対し、意見、提案等を申し出ることができる。

2 市は、前項の規定による申出があったときは、男女共同参画の推進に資するよう迅速かつ適切に対応するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

(積極的格差改善措置)

第17条 市は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民等と協力して積極的格差改善措置を講じるものとする。

(相談対応及び被害者支援)

第18条 市は、市民等事業者等から性別等によるあらゆる差別的取扱い、その他男女共同参画の推進を阻害する人権侵害について相談を受けたときは、すみやかにこれらの人権侵害を防止する施策を講じなければならない。また、被害を受けた者に対し、安全と安心を最優先に、関係機関との連携を図り、被害者に寄り添った支援・救済措置を講ずるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であって、基本計画に相当するものは、第10条の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。